

II 基金運用状況

第1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

第2 審査の種類

1 審査の名称

基金運用状況審査

2 根拠法令

地方自治法第241条第5項

第3 審査の対象

基金運用状況調書

1 静岡市土地開発基金調書

2 静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金調書

第4 審査の着眼点

1 基金運用状況調書の計数は正確か。

2 各基金は、設置目的に沿って適正に運用されているか。

第5 審査の主な実施内容

基金運用状況調書について、上記着眼点に基づき審査した。あわせて、基金の運用状況について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を行った。

第6 審査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局執務室

2 日程

令和5年6月14日から令和5年8月18日まで

第7 審査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認められた。

第8 概要

本市の定額資金を運用するための基金は、次の2基金であり、運用状況は以下のとおりである。

1 土地開発基金

この基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置されたものである。

(1) 基金の総額は19億円で、決算年度末現在の内訳は、現金9億3,633万円、土地9億6,366万円となっていた。

(2) 基金の運用状況は、次のとおりである。

区分	前年度末 現在額(高)	決算年度中 増減額(高)	(単位 千円)
			決算年度末 現在額(高)
現金	936,337	—	936,337
土地 (面積)	963,662 (13,502.74 m ²)	—	963,662 (13,502.74 m ²)
計	1,900,000	—	1,900,000

ア 基金による土地の取得及び処分が無かつたため、現金及び土地の増減はなかった。

イ 基金運用収益は9万円であり、全額一般会計で収入していた。

2 国民健康保険高額療養費貸付基金

この基金は、静岡市国民健康保険の被保険者が高額な療養費を要する療養をした場合に、当該療養に必要な資金を貸し付けることを目的として設置されたものである。

(1) 基金の額は 2,000 万円で、前年度と同額となっていた。

(2) 基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)					
区分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率	
① 基 金	20,000	20,000	0	0.0	
② 収 入 金 額	7,419	11,658	△4,239	△36.4	
③ 支 出 金 額	7,419	11,658	△4,239	△36.4	
④ 未収入金額 ③-②	0	0	0	—	
⑤ 現 金 ①-④	20,000	20,000	0	0.0	
⑥ 回 転 率 ③÷①	0.37回転	0.58回転	△0.21回転	—	

ア 基金の貸付状況は 29 件で、741 万円（1 件平均 25 万円）となっており、前年度に比べ、423 万円（36.4%）減少していた。これは、申請件数が減少したことによるものである。

イ 回転率は 0.37 回転となっており、前年度を 0.21 回転下回っていた。

ウ 基金運用収益は 1 千円であり、全額一般会計で収入していた。